

コープカード利用規程

(目的)

第1条 本規程は、生活協同組合コープあいづが本組合に加入した組合員に対して発行する「コープカード」のサービスならびにそれに関連する事項について定めるものです。

(コープカードの発行)

第2条 コープカードは、加入者本人に1枚発行します(無料)。組合員の加入手続きはコープあいづ各店舗で行う事ができます。

2 コープカードは同居家族用として追加発行することもできますが、カードの発行手数料として1枚300円(税込)をいただきます。手続きは組合員または同居家族本人が行ってください。

3 コープカードに付随する各種サービスの統合、移動はできないものとします。

4 各手続きには本人確認が必要となりますので、身分証明できる書類(運転免許証、健康保険証など)をご提示ください。

(コープカードの利用)

第3条 コープカードの利用は組合員本人及び同居家族に限られるものとし、他人への貸与、譲渡、質入れ、担保提供等に利用する事はできません。

2 コープカードは、生協でのお買物や各種手続きの際に必要なになります。

3 店舗での精算前にコープカードを提示する事で、店内のコープカード対象商品をお得な価格でご利用いただけます。

4 コープカードと一体になった電子マネー「楽天Edy」で、お買物の代金をお支払いいただくことができます。

(ポイント)

第4条 組合員は、コープカードにチャージした電子マネーで支払をすると、店舗でのお買い物金額の合計(税込)(以下、「対象金額」という)に対して、ポイントを受け取ることができます。

2 下記の商品の支払いは現金のみとし、コープカードにチャージした電子マネー(Edy)でのご購入はできません。

① 商品券・切手・はがき・印紙などの金券

② その他、コープあいづが指定する商品

3 ポイントは、店内のEdyチャージ機(高機能型ハイジ)で確認及び残高への反映ができます。ポイントの受取期間は、受け取り開始日から1年間です。

(コープカードの再発行)

第5条 コープカードの再発行は有償となります。1枚300円(税込)

2 コープカードの盗難・紛失(破損による破棄も含まれます)した場合、電子マネー残

高の補償はできません。コープカードの管理には十分ご注意ください。

3 その他、電子マネーの取扱いについては楽天 Edy の規約に従う事とします。

<https://edy.rakuten.co.jp/terms/>

(組合員情報の変更の手続き)

第6条 ご登録いただいた組合員の各種情報の変更を希望する場合は、コープあいつの各事業所で手続きを行ってください。

2 第2条3項に従い、各種サービスの統合、移動はできません。

(脱退)

第7条 組合員の脱退を希望される場合は、コープあいつの各事業所で脱退の手続きを行ってください。

2 電子マネー「楽天 Edy」は他の加盟店でも利用できるため、脱退に際してコープカードの返却は必ずしも必要としません。但し、必要な場合はご返却下さい。

3 脱退後の生協店舗でのコープカード利用はできません。

(規程の変更)

第8条 本規程に変更があったときは一定の期間、店舗およびコープあいつのホームページにて告知をします。<http://www.coop-aizu.jp/>

2 新規程の告知後にコープカードを利用した組合員は、新規程を承認したものとみなします。

【お問い合わせと相談】

第9条 コープカードに関するお問い合わせ、その他詳しいことについてはコープあいつの各店舗にご連絡ください。

以上

生活協同組合コープあいつ
福島県喜多方市字二丁目 4669-2